

路上等における飲酒自粛の注意喚起活動の実施について

1. 三宮北部地区における外出自粛、路上飲み自粛要請活動

(1) 実施内容

緊急事態措置終了まで、三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、引き続き、外出自粛、路上飲み等の自粛を呼びかける。

特に、毎週金曜日（緊急事態措置終了まで）は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

(2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ・ Aコース : 生田新道から山手幹線までの北エリア
- ・ Bコース : 阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

(3) 実施体制

- ① 毎週金曜日 : 7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

- ② その他の日 : 2人 × 2班

2. 県民局・県民センターによる注意喚起活動

(1) 実施内容

緊急事態措置終了まで、県内各地の繁華街等において、外出自粛の街頭啓発等にあわせて、路上飲み等の自粛を呼びかける。

(2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の繁華街等で午後6時頃から実施

(3) 実施体制

各県民局・県民センター職員数名で随時実施（週1～2回程度）